

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2016-15  
December 22, 2016

### デリバティブの変動証拠金 —変更案に対するSECスタッフの回答

#### 目次

背景.....	1
会計上の検討事項.....	2
次のステップ.....	4

#### 要点

ロンドン・クリアリング・ハウス(LCH)およびシカゴ・マーカンタイル取引所(CME)は、その規則の一部変更を実施しており(または提案しており)、この結果、変動証拠金は担保の差し入れではなく決済のための支払としての法的特性を有することとなります。これらの変更は、そのような機関が中央清算機関(CCP)として機能している場合には、CCPを通じて決済されるデリバティブに影響を与えることとなります。PwCは、CME規則の変更については、2017年1月の第1週に適用されると理解しています。

米国証券取引委員会(SEC)スタッフは、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)の要請に応じて、多くの関連する会計上の質問に対してSECスタッフの見解を示しました。SECスタッフは、法的には決済のための支払であるとみなされる変動証拠金の支払は、会計処理および表示の目的上も、決済のための支払として扱われ、今後は担保取引とはみなされないとするISDAの結論に反対しませんでした。またSECスタッフは、これらの変更は、現行のヘッジ関係の中止を要求しない、またはショートカット法の適用を妨げないとするISDAの結論にも反対しませんでした。

#### 背景

.1 [In depth US2016-04](#)「デリバティブの変動証拠金—変更が必要となるか(Valuation margin on derivatives: Changes coming?)」では、CCPを通じて決済されるデリバティブの変動証拠金の法的特性に影響を与えると見込まれる、CCPによって変更された(または、変更が提案されている)規則について要約しています。

.2 特定の状況において、また一部のCCPでは、CCPの規則、法的な取り決め、および契約に適用される法的枠組みにより、差し入れられた変動証拠金は担保とみなされます。債務不履行の際には、債務不履行を生じた当事者の未払金を相殺するため、差し入れられた担保を他の債務不履行を生じていない当事者が利用することができます。また、いくつかのCCPでは、規則の変更を実施した(または変更を検討中である)ことにより、変動証拠金の法的性質が変更され、担保の差し入れではなく、決済のための支払とみなされることとなります。業界では、従来のデリバティブ契約を、評価損益に対する担保差入(collateralized-to-market (CTM))契約と呼んでいたのに対し、変更された規則の対象となるデリバティブ契約を、評価損益に対する決済(settled-to-market (STM))契約と呼んでいます。

.3 LCHとCMEは、そのような変更を実施した(または、変更を検討している)CCPの例です。LCHは、規則変更の1つ目の段階として、(デリバティブの当事者が選択した場合に)特定のデリバティブ商品に影響を与えることになる変更を実施しました。CME規則の変更については、2017年1月に適用される見込みであるとPwCは理解しています。またPwCは、(CMEについては)当事者がこれらの規則の変更を適用しないことは認められず、またこの規則の変更は発効のために当事者の承認を必要としない、と理解しています。

## 会計上の検討事項

.4 変動証拠金の法的特性の変更が変動証拠金の表示方法に影響を与えるかどうかを含め、多くの会計上の疑問が提起されました。特に、財務諸表作成者は、変動証拠金を別個の会計単位(例:預け金)として報告すべきか、それともデリバティブに係る決済の支払として単一の会計単位とみなすべきか(例:デリバティブ自体のキャッシュ・フローに含める)について質問しました。その他に提起された質問は、ヘッジ会計の適用、および規則の変更がヘッジの指定に影響を及ぼすか否かに集中していました。

.5 これらの会計上の質問の一部を明確化するために、ISDA は、その結論を SEC スタッフと協議しました。以下に詳述するとおり、SEC スタッフは ISDA の結論に反対しませんでした。

## 会計単位

.6 多くの場合、CCP を通じて決済されるデリバティブに係る変動証拠金が差し入れられる場合、変動証拠金の支払(または受取)は、法的には担保として特徴づけられます。差し入れられた担保は、会計上の観点からは、デリバティブの残高から切り離された別個の会計単位であるとみなされます。企業が現金担保を差し入れる場合には、このような金額は通常、預け金(資産)または利付きの債権として計上されます。逆に、企業が現金担保を受け入れる場合には、そのような金額は通常、預り金(負債)または利付きの債務として計上されます。米国会計基準(US GAAP)に基づく貸借対照表上の相殺に関する規則は、差し入れた/受け入れた担保が、貸借対照表上のデリバティブ負債/資産と純額で表示できるか否かを定めています。このような表示(総額か純額か)は、容認されていますが、要求事項ではありません。

.7 STM 契約では、差し入れられた日次の変動証拠金は、法的には担保の差し入れではなく決済のための支払として特徴づけられます。しかし、決済のための支払はデリバティブ契約を終了させません。契約は継続し、将来の支払を決定付ける条件(例:金利スワップの名目元本、固定金利、変動金利の条件)は変更されないままであるためです。

.8 変動証拠金が法的な決済とみなされる場合、SEC スタッフは、企業がデリバティブ契約、変動証拠金、および関連する価格調整金額(担保に関して支払われたまたは受取った金利)を単一の会計単位として会計処理することに反対しませんでした。しかし、SEC スタッフは、変動証拠金の支払いはデリバティブ契約を終了させないため、会計基準コード化体系(ASC)815「デリバティブ」のデリバティブ開示要求事項が引き続き適用されることを明確化しました。

### PwC の見解:

変動証拠金の会計上の取り扱いは、法的特性(担保か決済のための支払か)に従わなければなりません。変動証拠金を、担保および複数の会計単位ではなく、単一の会計単位(デリバティブに係る決済のための支払)として扱うことは、デリバティブおよび担保の金額の貸借対照表における報告方法を変更する可能性があります。さらに、それらの開示方法にも影響を与える可能性があります。

これらの(および類似する)規則の変更は企業が当事者であるデリバティブ金融商品に関連するため、企業は、注意深く監視しなければなりません。企業は、CME を通じて決済される取引に関して、(PwC の理解によれば)2017年1月に発効する規則変更の影響を評価しなければなりません。企業はこれらの支払の特性を結論付けるために、企業が当事者となっている契約、さらにはそのような契約を規定する法的枠組みを検討する十分な法的分析を行わなければなりません。この分析は文書化され、継続的に更新されなければなりません。

## ヘッジ会計:ヘッジ関係の指定の取消しおよび再指定に関する検討事項

.9 多くの企業が、CCP で決済されるデリバティブを用いた関係にヘッジ会計を適用しています。法的特性が会計単位に与える可能性のある変更に基づき、ISDAとSECスタッフの協議は、ヘッジ関係の指定に関する多くの論点を取り扱いました。CCPがこれらの規則変更に影響を与えるよう、既存のデリバティブ契約に適用される規則(および、その結果として決済条件)が変更される可能性があります。SEC スタッフは、決済条件の変更時にヘッジ関係の指定の終了または指定の取消しを要求しないとする ISDA の結論に反対しませんでした。

.10 変動証拠金は日次ベースで支払または受取が行われるため、そのような金額が決済のための支払であるとみなされる場合には、ヘッジ関係におけるデリバティブについて、日次ベースで指定の取消しまたは(ヘッジ関係を維持するための)再指定を行う必要があるかという質問が寄せられました。SEC スタッフは、このような決済のための支払は日次での指定の取消しおよび再指定を求められないとする、ISDA の結論に反対しませんでした。この結論に至るなかで、ISDAは、名目上の金額および固定金利、変動金利など、デリバティブの条件は日次ベースで市場金利に合わせて再設定されないという事実に着目しました。その結果、ISDA は、このような決済のための支払は、1 つの金融商品の消滅および新たな金融商品契約の締結を日次ベースで発生させないと結論付けました。

### PwC の見解:

ヘッジ関係に CCP で決済されるデリバティブを利用している企業にとって、これらの結論は重要です。ヘッジ関係の指定の取消しおよび再指定を行うこととなれば、その運用に著しい負担を生じさせていた可能性があり、一部のケースでは、ヘッジの非有効部分の金額が増加した可能性もあります。

## ヘッジ会計:ショートカット法への影響

.11 ショートカット法に従うため、企業は、通常は厳密に解釈され適用されている、規則主義の多くの要求事項に従わなければなりません。上記の説明のとおり、取引所の規則の変更により、デリバティブ金融商品および担保の金額(担保の金額に係る金利支払を含む)は、単一の会計単位とみなされます。その結果、デリバティブの会計単位は、金利スワップの固定部分および変動部分の金利以外のキャッシュ・フローを含みます。SEC スタッフは、STM 契約ではガイダンスで想定されていない追加的な支払の可能性のあるものの、ショートカット法に従ったヘッジ取引に指定されるスワップとして不適格ではないとする ISDA の結論に反対しませんでした。

.12 しかし、SEC スタッフは、企業は規則変更の結果として行われた変更以外に、ショートカット法の使用を妨げる追加の変更がないことを確かめる必要があると注意しました。

### PwC の見解:

この結論は、ショートカット法に従ったヘッジ関係に、CCPで決済されるスワップを利用する人たちに歓迎されるでしょう。仮に CCP で決済されるスワップがショートカット法に適格でないとしていた場合、企業は、ロング・ホール法を適用することが要求されたでしょう(ロング・ホール法では、追加の定量的分析と測定が要求されます)。

## 後発事象の開示

.13 12月決算の企業は、2017年1月のCME規則変更の適用によって後発事象を財務諸表に開示する必要があるどうかを判断する必要があります。この規則変更は、貸借対照表日現在に存在した状況に関する証拠ではなく、貸借対照表日後に発生した事象を表します。このため PwC は、この規則変更は開示のみが対象となる未認識(「タイプII」)の後発事象を表すと考えます。

## 次のステップ

.14 SEC スタッフによるこの結論は、SEC スタッフに提示された事実および ISDA の質問のみを基礎としています。SEC スタッフは、別の状況ではこの結論を類推適用できないと注意しました。SEC スタッフは、適切な会計上の結論に至るために法的分析を行う重要性を強調しました。SEC スタッフの結論は、これらの規則の変更によって変動証拠金の法的性質が担保の差し入れではなく決済のための支払とみなされる、という前提に基づいています。

.15 PwC は、他の CCP は類似の規則の変更を実施または検討するさまざまな段階にあるものと理解しています。潜在的な影響を考えると、企業は CCP が発表するあらゆる規則の変更を注視することが推奨されます。

### お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.